

令和 3 年 第 7 回 岩 泉 町 議 会
臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (11月26日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
報告第1号及び報告第2号の上程、報告	5
・報告第1号 町道刈屋沢長田線舗装工事の請負変更契約締結の専決処分について	
て	
・報告第2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	
て	
閉会の宣告	11
署名	13

令和3年第7回岩泉町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 1 月 1 9 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 3 年 1 1 月 2 6 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 3 年 1 1 月 2 6 日 午 前 1 0 時 2 1 分				
出席及び欠席議員 出席 14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 已	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	6 番	三田地 久 志	7 番	林 崎 竟次郎
	8 番	坂 本 昇		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職・氏 名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和 3 年 第 7 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 町道刈屋沢長田線舗装工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 4 報告第 2 号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

日程第 5 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

閉 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから令和3年第7回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元にお配りしましたとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野館泰喜君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、三田地久志さん、7番、林崎竟次郎さん、8番、坂本昇さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（野館泰喜君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、11月26日、議会運営委員会で決定を見たものであります。本臨時会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、報告

○議長（野館泰喜君） 日程第3、報告第1号及び日程第4、報告第2号の報告を行います。

報告第1号 町道刈屋沢長田線舗装工事の請負変更契約締結の専決処分について及び報告第2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分についてを順番に報告を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 報告第1号 町道刈屋沢長田線舗装工事の請負変更契約締結の専決処分について。

町道刈屋沢長田線舗装工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。町道刈屋沢長田線舗装工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年10月29日、岩泉町長、中居健一。

- 1、工事名。町道刈屋沢長田線舗装工事。
- 2、工事場所。岩泉町大川字滝鳴地内。
- 3、契約金額。当初請負額7,700万円、変更請負額8,254万1,800円、変更による増額554万1,800円。
- 4、請負者。住所、宮古市長町1丁目4番1号。氏名、三好建設株式会社、代表取締役、三好健志。
- 5、変更理由。防護柵更新の追加等による増でございます。

工期の変更はございません。

次に、報告第2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月26日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。損害賠償事件に係る被害者との和解及び損賠

賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年11月18日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町小本字内の沢地区の二級町道小本茂師線において、人身に損害を与えた事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額。2万1,312円。

2、和解及び損害賠償の相手方。氏名、小成梅子様でございます。

次のページに事故概要等の参考資料、また示談書の写しを添付してございます。さきに相手方車両に損害を与えました分の事故の和解、議会への報告、これと併せまして、当該事件に係る処理は完了でございます。どうも申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） これで報告第1号及び報告第2号の2件の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第5、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由、職員の期末手当の支給月数を改めるとともに、併せて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

本年度10月12日でございますが、岩手県人事委員会による職員の給与等について報告及び勧告がございました。本日の議案の最後のページに参考資料をおつけをしてございますので、御覧を

願いたいと存じます。

この県人事委員会の報告及び勧告に基づきまして、11月16日付で縣市町村課長から県における給与改定の取扱通知がございまして、令和3年12月の県議会定例会に給与改定関係条例を提案をするというものでございます。これを受けまして、本町におきましても人事院勧告に伴う国の動向、そして県の改定状況等を踏まえ検討をいたしましたところ、これまでの本町の取扱いのとおり、県に準じて給与改定をいたしたく、関係条例の一部改正をお願いをするものでございます。

お手元の参考資料2、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。主な改正の内容でございますが、一般職の職員の期末手当でございます。これを本年度から支給月数を結果的に0.15月分、特別職等につきましては0.1月分を引き下げること、また会計年度任用職員につきましては、諸般の事情から令和4年度分の期末手当の支給から0.15月分を引き下げることでございます。

主な改正内容はこのとおりであります。一部改正条例にいたしますと、新旧対照表と併せましても若干複雑になりますので、今回はこのまま御覧の参考資料2でご説明をさせていただきます。まず、上段の一般職でございます。再任用職員は除きますが、令和3年度、本年度でございますけれども、6月期の期末手当は1.3月、支給は終了をしております。当該勧告では、この12月期の支給月数を1.15月にするものでございます。これにより、本年度の期末手当2.6月分の支給を予定をしておりましたところ、下段の改定後のとおり、合計で2.45月となりますことから、0.15月分の引下げということになるものでございます。

その下の欄の令和4年度でございます。来年度は、6月期及び12月期の支給割合、2回ございますけれども、これを平準化をいたしまして、それぞれ1.225月と改正するものでありまして、0.15月の半分、0.075月分を改定前の1.3月からそれぞれ差し引きました支給月数となるものでございます。

ここで、別紙1ページの改正条例を御覧願います。これによりまして、一般職の職員の給与に関する条例に係る分といたしまして、第1条で今年度12月期の支給割合を100分の130、1.3月から1.15月ということでございます。100分の115に改正をいたします。さらに、第2条におきまして、今度は改正後の100分の115を来年度分100分の122.5、1.225月に2段階で改正をするということでございます。

したがって、2ページ、次のページですが、附則におきまして、改正条例の第1条は公布

の日から施行ということをお願いをいたしますし、今回期末手当支給の基準日である12月1日前の施行をお願いをするものでございます。

そして、2段階目の改正となります第2条につきましては、附則ただし書で令和4年4月1日からの施行としているものでございます。

最終ページの参考資料の2にお戻りを願います。2段階目の表、これは再任用の職員でございます。考え方と改正内容は、一般職と同様の取扱いでございますが、こちらは0.1月分の引下げとなるものでございます。

また、3段階目の表でございますが、町三役、そして議員各位、特定任期付職員でございますが、これにおきましてはそれぞれ特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例、そしてもう一本、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の2本分の一部改正となりまして、同様に0.1月分の引下げとなるものでございます。

最後に、下段でございますが、一番下でございます。会計年度任用職員でございます。本町の取扱いこれまでしてきたわけでございますが、この分につきましても県に準拠をいたしまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は本年度は行いませんで、令和4年度から、来年度から0.15月分を引き下げるという内容でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） 1点だけお伺いします。

この令和3年度1年分の改定により減額になる金額、総額は幾らになるかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） 私ども事務方のほうで試算をいたしました。一般職、任期付特別職、会計年度任用職員、総計で約1,259万円の影響、減額の見込みということでございます。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありますか。

7番、林崎竟次郎さん。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 新型コロナ禍において……

○議長（野館泰喜君） 林崎竟次郎さん、ただいまの討論を行う場合には、まず最初に原案に反対であるか賛成であるかの旨を申し上げます。どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） 反対であります。なぜかという、新型コロナ禍の下、町長を先頭に献身的に頑張っているわけですが、一般職の職員も同じく頑張っています。そういうふうな中で、給与を引き下げることについては、私は賛成できません。反対します。

以上です。

○議長（野館泰喜君） それでは、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

4番、畠山和英さん。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） これまで給与の改定につきましては、県の人事勧告に基づきまして町は実施してきております。そうした中にありまして、今般手当の部分についての勧告の下げの案があって、これに基づいてやるということでもあります。ということでもありますので、これにつきましてはやむを得ないと申しませうか、この案で賛成をするものであります。

以上です。

○議長（野館泰喜君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は反対討論がございましたので、起立採決をしたいと思っております。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（野館泰喜君） 着席ください。

反対の方の起立を求めます。

〔反対者起立〕

○議長（野館泰喜君） ご着席ください。

賛成者多数。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（野館泰喜君） 本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第7回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午前10時21分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

野 館 泰 喜

署名議員

三 田 地 久 志

署名議員

林 崎 竟 次 郎

署名議員

坂 本 昇
